

平成25年3月19日  
大隅河川国道事務所

## 記者発表資料

### 肝属川水系肝属川（肝付町域）及び高山川における地域協働による維持管理協定の締結及び調印式について

肝付町長と国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長は、肝属川水系肝属川（肝付町域）及び高山川における地域協働による維持管理協定を締結します。

本協定は、地域住民の参加による河川維持管理の推進、河川管理の質の向上、良好な河川環境の保全及び地域防災力の向上に寄与することを目的としています。

本協定は、大隅河川国道事務所管内初の締結となっています。

下記日程にて、調印式を行いますのでお知らせ致します。

#### 記

日 時： 平成25年3月27日（水） 13:30～

場 所： 肝付町役場 応接室

（肝付町役場：鹿児島県肝属郡肝付町新富98）

#### 記者発表に関する問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所

技術副所長 永吉 修平

河川管理課長 小林 保

鹿児島県肝属郡肝付町新富 1013-1

電話（0994）65-2541

## 【参考資料】

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長と肝付町長は、「肝属川水系肝属川(肝付町域)及び高山川における地域協働による維持管理協定」を締結します。

### ○ 本協定の目的

本協定は、「安全で安心な暮らしと美しい河川を、官民協働で創造していく。」という基本理念のもと、地域住民の参加による河川維持管理を推進し、河川管理の質の向上、良好な河川環境の保全及び地域防災力の向上に寄与することを目的としています。

### ○ 委託範囲及び維持管理行為実施主体

本協定により、肝属川(肝付町域)及び高山川の河川維持管理のうち軽易な行為を、河川法第99条に基づき大隅河川国道事務所長から肝付町長に委託するものです。

また、本協定では、維持管理行為については原則として、住民団体等を実施させるものと規定しています。

### ○ 今後の予定

本協定に基づき、平成25年度は肝付町と同町池之園振興会において地域協働管理委託契約が締結され、同振興会において集落内の堤防除草や池之園排水樋管の操作、点検及び整備が実施される予定です。

肝属川水系肝属川(肝付町域)及び高山川における地域協働による維持管理協定について

<p>予定する活動内容</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肝属川右岸4km～4.8kmの範囲において池之園振興会により堤防除草を実施します。堤防除草は年2回実施し、1回目は4月～5月頃、2回目は10月～11月頃に実施予定です。</li> <li>・堤防除草とあわせて池之園排水樋管の操作、点検及び整備を実施します。樋管の操作は通年実施し、点検及び整備は毎月実施します。(出水期の5月～10月は月2回、非出水期の11月～翌年4月は月2回実施。)</li> </ul> <p>※樋管とは洪水時等に支川や水路に本川の水が逆流するのを防ぐための施設です。</p>
<p>市町村名</p>	<p>肝付町</p>
<p>住民団体名</p>	<p>池之園振興会</p>
<p>協定等の締結状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年3月27日、肝付町長と国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長が地域協働の維持管理協定を締結予定。</li> <li>○ 平成25年度、同町長と同事務所長が地域協働管理委託契約を締結予定。</li> <li>○ 同契約を締結後、同町と池之園振興会において地域協働管理委託契約を締結予定。</li> </ul>
<p>位置図</p>	
<p>活動対象範囲</p>	